



亘理名取共立衛生処理組合公告第5号

入 札 公 告

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6及び亘理名取共立衛生処理組合契約規則（平成24年規則第4号。以下「規則」という。）第5条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年4月24日

亘理名取共立衛生処理組合

管理者 岩沼市長 菊地 啓夫



1 入札に付する事項

No.	項 目	内 容
1	工事名	名取クリーンセンター解体工事
2	工事施工場所	名取市愛島笠島字東南沢114他
3	工期	契約締結日から平成30年3月31日まで
4	入札方式等	制限付一般競争入札 入札後資格確認型
5	入札回数	初度の入札及び再度の入札を合わせ3回を限度とする。
6	予定価格	事後公表とする。
7	最低制限価格	設定なし
8	工事概要	名取クリーンセンター解体工事一式 (1) ごみ焼却施設 ①処 理 能 力 120t/日(60t/日×2炉) ②処 理 方 式 ストーカ式全連続燃焼式 ③建 設 構 造 鉄筋コンクリート造 (2) 粗大ごみ処理施設 ①処 理 能 力 30t/5h ②処 理 方 式 油圧せん断式、油圧せん断式、 回転せん断衝撃式、廃プラ圧縮減容装置 ③建 設 構 造 鉄筋コンクリート造 (3) 倉庫棟 ①建 設 構 造 鉄骨造 ②設備機器等 ペットボトル減容機(33kg/h)

		(4) リサイクル棟 ①建 設 構 造 鉄骨造 ②設備機器等 缶プレス機 (760kg/h)、ビン搬送機 (5) スtockヤード棟 ①建 設 構 造 一部鉄骨造 ②設備機器等 せともの、ガラス屑stockヤードなど (6) その他解体対象付帯設備等 ①計量棟 (計量室、計量器など) ②給水用タンク (名取市一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設内に設置) ③施設内で使用していた井戸 (井戸、ポンプなど) ④案内看板3基 (名取市内に設置)
9	支払条件	契約保証金 契約金額の10分の1以上の額とする。 ただし、規則第24条に定める履行保証保険契約又は工事履行保証契約を締結したときはこの限りではない。 前 払 い 有 り 支払率 30%未満
10	その他	本案件は、議決対象案件であるため、亘理名取共立衛生処理組合議会の議決を得るまでは仮契約とし、議決がなされたとき本契約となるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

亘理名取共立衛生処理組合（以下「組合」とする。）から亘理名取共立衛生処理組合建設工事等執行規則（平成24年規則第6号）第5条の規定に基づく平成29・30年度亘理名取共立衛生処理組合競争入札参加資格を受けている業者で、建設業法（昭和24年法律100号）に基づく「とび・土工・コンクリート工事」又は「解体工事」について、建設工事業の許可を有する2者で自主結成し、本公告に基づく要件の審査により、特定建設工事共同企業体の資格があると認められた者とする。

（1）代表者となる者

No.	条件項目	内 容
1	事業所の所在地に関する条件	宮城県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者。
2	総合評定値等に関する条件	経営事項審査の「解体工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」若しくは「とび・土工・コンクリート・解体工事（経過措置）」の総合評定値が900点以上で、特定建設業の許可を有する者。
3	施工実績に関する条件	「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成13年4月25日基発第401号）に基づき、地方公共団体（一部事務組合、広域連合を含む。）の所有する一般廃棄物焼却施設（処理能力が100t／日以上）の解体工事一式の施工実績があること。
4	配置技術者に関する条件	解体工事に係る監理技術者等を建設業法の規定に基づき工事現場に配置できること。

（2）第2位の者

No.	条件項目	内 容
1	事業所の所在地に関する条件	組合管内（名取市、岩沼市、亘理町、山元町）に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者。
2	総合評定値等に関する条件	経営事項審査の「解体工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」若しくは「とび・土工・コンクリート・解体工事（経過措置）」の総合評定値が750点以上で、特定建設業の許可を有する者。
3	配置技術者に関する条件	解体工事に係る主任技術者等を建設業法の規定に基づき工事現場に配置できること。

(3) 共通事項

No.	条件項目	内 容
1	出資比率	各構成員の出資比率は、30%から70%とし、代表者の出資比率は構成員中最大とする。なお、一の者が構成員として参加できる共同企業体の数は一とする。
2	入札保証金	免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、当該落札者から落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収することがある。
3	その他	① 組合及び組合構成市町（名取市、岩沼市、亶理町、山元町）から建設工事入札参加業者指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中の者で無いこと。 ② 令第167条の4の規定に該当する者で無いこと。 ③ 組合の「建設工事に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱」及び「制限付一般競争入札実施要領」によるものとする。

3 入札日程

No.	手続等	期間・期日・期限	場所等
1	設計図書等の閲覧及び貸出	平成29年4月24日（月）から 平成29年5月16日（火）まで	閲覧場所：総務課財政係 貸出希望者は、事前に総務課財政係に連絡のこと。 （閲覧のみは予約不要。）
2	設計図書等に対する質問の受付	平成29年4月24日（月）から 平成29年5月9日（火） 午後3時まで	紙で提出すること。 なお、質問内容及び質問に対する回答書は、閲覧に供する。
3	回答書の閲覧	平成29年5月11日（木）から 平成29年5月16日（火）まで	閲覧場所：総務課財政係 及び組合ホームページ
4	施工現場確認の申込受付 （希望する者のみ）	平成29年4月24日（月）から 平成29年5月1日（月） 午後3時まで	申込のあった者に対して、 5月2日（火）に日程の連絡を行う。
5	施工現場確認	平成29年5月8日（月）	
6	制限付一般競争入札参加申請書等の提出	平成29年5月11日（木）から 平成29年5月12日（金） 午後3時まで	持参によること。郵送等による提出は認めない。
7	入札日（開札日）	平成29年5月16日（火） 午前10時00分から	持参によること。郵送等による提出は認めない。
8	入札参加資格の確認及び落札者の決定等	平成29年5月18日（木）	

（注） 1 上記の期間は、土日祝日を除く午前9時から午後4時までとする。

（午前12時から午後1時までを除く。）

2 関係書類等の提出先は総務課財政係とする。

3 各種様式等については、組合のホームページからダウンロードすることができる。

4 入札参加の申請等

入札参加希望者は、前記3に示す期限・場所等を厳守し、以下の書類等を持参により提出しなければならない。

No.	書類名
1	特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書
2	特定建設工事共同企業体協定書（副は写し可）
3	制限付一般競争入札参加申請書
4	入札参加資格審査資料 （配置予定の技術者については、資格を証明できるもの（写し）及び継続的な雇用関係を証明できるもの（写し）） （当該技術者の工事経歴書等に記載された工事实績証明書又は証明できるもの（契約書等））
5	共同企業体を構成する全構成員の特定建設業の許可書の写し
6	共同企業体を構成する全構成員の経営事項審査結果通知書の写し（直近のもの）
7	申請者（代表者）の所在地及び名称を記載し、切手を貼付した返信用封筒（1枚）

（注）1 提出書類は、代表者が取りまとめの上、提出すること。

2 提出部数は2部（正本1部 副本1部）とし、副本は受付印押印後返却する。

5 入札の方法等

（1）郵便、電報、FAXその他電気通信による入札は、認めない。

（2）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（3）入札を行った者のうち、予定価格以下の範囲で最低の価格の入札をしたものを落札候補者とする。

（4）正当な理由が無く所定の時刻までに入札会場に参集しない者は、その入札を行ったとき及び執行時刻が経過したときから失格とする。

（5）予定価格事後公表において、予定価格に達した入札が無い場合は、再度の入札を行う。ただし、2回目、3回目の入札の際に前回の入札価格の最低価格より高い価格で入札した者は、失格とする。

（6）前記（4）及び（5）において失格となった者は、再度の入札に参加することができない。

（7）入札の結果、予定価格以下で入札をした者が無い場合は、不調とする。

（8）落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を定めるものとする。

6 工事費内訳書の提出について

- (1) 入札参加者は、最初の入札時に入札執行者の指示により入札書に記載されている金額と一致している工事費内訳書を提出することとし、書類の提出の無い入札は無効とする。また、書類に不備のある場合は原則無効とする。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、内容については、数量、単価、金額等を最低限記載すること。
- (3) 工事費内訳書は、返戻しない。

7 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格者以外の者が行った入札
- (2) 一の入札について、同一の者が行った二以上の入札
- (3) 入札者の記名押印の無い入札
- (4) 金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (5) 入札金額を訂正している入札
- (6) 入札金額に対応した工事費内訳書の提出が無い入札
- (7) 明らかに不正によると認められる入札
- (8) 本公告に示した入札参加資格を有しない者及び虚偽の申請をした者が行った入札
- (9) 落札業者決定時点で前記2に掲げる要件を満たさない者の入札
- (10) その他入札に関する条件に違反して行った入札

8 入札参加資格の確認及び落札者の決定等

落札者の決定については、開札後、落札決定を保留し、入札を行った落札候補者（予定価格以下の範囲で最低の価格の入札をしたもの）の入札参加資格の有無を審査し決定するものとする。審査の結果、落札候補者に入札参加資格が無いときは、当該落札候補者の入札は無効とし、次の順位の価格で入札した者を落札候補者として、同様の審査を行い落札者を決定する。

なお、入札参加資格を有しないとされた者は、その理由について審査結果通知後7日以内に書面で問合せをすることができる。

9 入札結果の公表

本入札の結果が確定した場合は、その結果を組合及び組合構成市町の掲示場と組合ホームページで公表する。

10 その他

- (1) 入札参加者は、入札に当たって上記事項を遵守しなければならない。
- (2) 工事内容に関する電話での質問は一切受け付けられないものとする。
- (3) 詳細または不明の点については、組合総務課財政係に照会のこと。

(電話：0223-22-1717)

